

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人虹の会
特別養護老人ホーム泉陵虹の苑

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人虹の会
法人所在地	宮城県仙台市泉区虹の丘1丁目10番6号
電話番号	022-373-6636
代表者氏名	理事長 織田 憲生
設立年月日	平成5年7月27日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護 平成12年4月1日指定 宮城県 0475500138号
指定介護予防短期入所生活介護 平成18年3月20日指定 宮城県 0475500138号
【併設】 指定介護老人福祉施設・指定通所介護事業所
指定居宅介護支援事業所

(2) 施設の目的

指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように努めることを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム泉陵虹の苑

(4) 所在地 宮城県仙台市泉区虹の丘1丁目10番6号

(5) 電話番号 022-373-6636

(6) 施設長 阿部 和花

(7) 当施設の運営方針

事業所の職員は、居宅要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常を営むことのできるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るようサービスの提供を行うものとします。

(8) 開設年月日 平成6年4月1日

(9) 入所定員 12人
(併設指定介護老人福祉施設 定員58名)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	特養	ショートステイ	備 考
個室（1人部屋）	12床	4床	
2人部屋	2床	0床	
4人部屋	44床	8床	
合 計	58床	12床	
食 堂	1室		
浴 室	2室		一般浴（1）・特殊浴室（1）
医 務 室	1室		
静 養 室	1室		
地域交流室	1室		
デイルーム	4室		

※ 多床室（相部屋）：840円／日、従来型個室：1,150円／日 が自己負担となります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

☆主な職員の配置状況☆【指定介護老人福祉施設を含む】

職 種	状態	配置人員	指定基準
1. 施設長（管理者）	兼務	1名	1名
2. 生活相談員	常勤・兼務2名	2名	1名
3. 介護職員	常勤24 非常勤3 兼務2	27名	常勤換算24名 (介護・看護合計にて)
4. 看護職員	常勤・兼務	5名	
5. 介護支援専門員	生活相談員・介護職員兼務	3名	1名
6. 機能訓練指導員	非常勤	2名	1名
8. 管理栄養士	常勤	1名	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護給付及び介護予防サービス

以下のサービスについては、利用料の大部分（9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

☆サービスの概要☆

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または、その減退を防止できるよう努めます。

④健康管理

- ・看護職員が健康管理を行います。

⑤その他の自立への支援

- ・寝たきり防止のため、生活のリズムを考え、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう努めます。

☆サービス利用料金☆（1日あたり）【契約書第7条参照】

別紙利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。 ※利用料金表参照

介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
実費相当額の範囲にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

【食事時間】

朝	食	7:30～8:30
昼	食	12:00～13:00
夕	食	17:30～18:30

②居住に要する費用（光熱水費及び室料）

- ・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用者の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）のご負担となります。

③その他

その他、日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については、ご負担いただきます。

6. サービス申し込み方法

(1) サービスの利用申し込み

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用のご予約は3ヶ月前からできます。

※居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① ご契約者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効です。

② 自動終了

1 ご契約者が介護保険施設に入所した場合

2 ご契約者がお亡くなりになった場合

3 介護保険給付でサービスを受けているご契約者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

4 ご契約者がサービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、30日以内に支払われない場合、ご契約者やそのご家族などが当施設の従業員に対して本契約を断続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖若しくは縮小する場合には30日前までに文書通知する事によりサービス利用契約を終了させていただくことがあります。なおこの場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 施設利用の留意事項

当施設の利用に当って、施設利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

火鉢・ストーブ・コンロ等、火災の心配につながるものは、不可。

※ なお、必要に応じては、ご相談下さい。

(2) 面会

面会時間 9：00～19：00

☆来訪者は、必ずその都度面会簿にご署名をお願いします。

※なお、来訪される場合、職員のお心遣いは、ご遠慮申し上げます。

また、風邪症状や体調のすぐれないときは、なるべく面会を控えてください。

(3) 外出

ご家族との外出は、原則として自由です。その際「外出届」の提出が必要です。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ◆ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ◆ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、ご契約者の自己負担により原状を復していただくか、または、相当の代価をお払いいただく場合があります。
- ◆ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシーなどの保護について、十分な配慮を行います。
- ◆ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は、できません。

(6) 金品・貴重品の管理

なるべく多額の現金及び貴重品は手元に置かず、施設に預けるようお願い致します。

8. 緊急時の対応について

ご利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等、必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害について、事業者は速やかに損害を賠償いたします。守秘義務を違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者の故意、または過失が認められる場合または、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の賠償責任を減じる場合があります。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付できます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 塩田 倫生・伊藤 雅洋

○苦情解決責任者

施設長 阿部 和花

○受付時間

毎週月・火・水・木・金・土曜日

9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に市区町村・国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口でも受けつけています。

仙台市介護保険課	所在地 仙台市青葉区国分町三丁目7-1 電話番号 022-214-5225
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 電話番号 022-222-7079
福祉サービス利用に関する 運営適性委員会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-716-9674

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム泉陵虹の苑
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印